



県章

群馬県報

平成21年
1月27日(火)
第8656号

目次

| | ページ |
|-----------------------------|-----|
| 告 示 | |
| ○第二種区画漁業の免許(蚕糸園芸課) | 2 |
| 公 告 | |
| ○土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧(農村整備課) | 4 |
| ○同 | 5 |
| ○建設業法第29条の5第1項の規定による公告(監理課) | 5 |
| ○同 | 5 |
| ○道路位置の指定(建築住宅課) | 6 |

■ 告 示

◎群馬県告示第19号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成21年1月1日第二種区画漁業を次のとおり免許した。

平成21年1月27日

群馬県知事 大澤 正 明

1 免許番号、漁業権者名等

| 免許番号 | 漁業権者 | | 免許の内容 |
|-------|---------------------|---------------------|-------------------------------------|
| | 住所 | 氏名又は名称 | |
| 区第1号 | 前橋市上大屋町93 | 株式会社鯉重 石井 重之 | 平成20年群馬県告示第396号による 漁業権番号区第1号のとおり |
| 区第2号 | 同 | 同 | 同 区第2号のとおり |
| 区第3号 | 前橋市南町三丁目33 -4 | 株式会社元川養魚場 佐々木 光平 | 同 区第3号のとおり |
| 区第4号 | 前橋市上大屋町93 | 株式会社鯉重 石井 重之 | 同 区第4号のとおり |
| 区第5号 | 前橋市南町三丁目33 -4 | 株式会社元川養魚場 佐々木 光平 | 同 区第5号のとおり |
| 区第6号 | 同 | 同 | 同 区第6号のとおり |
| 区第7号 | 伊勢崎市上諏訪町12 52-12 | 飯野 幸夫 | 同 区第7号のとおり |
| 区第8号 | 前橋市上大屋町93 | 株式会社鯉重 石井 重之 | 同 区第8号のとおり |
| 区第9号 | 前橋市江木町984-1 | 齋藤 佐太夫 | 同 区第9号のとおり |
| 区第10号 | 同 | 同 | 同 区第10号のとおり |
| 区第11号 | 前橋市南町三丁目33 -4 | 株式会社元川養魚場 佐々木 光平 | 同 区第11号のとおり |
| 区第12号 | 同 | 同 | 同 区第12号のとおり |
| 区第13号 | 前橋市上大屋町93 | 株式会社鯉重 石井 重之 | 同 区第13号のとおり |
| 区第14号 | 同 | 同 | 同 区第14号のとおり |
| 区第15号 | 同 | 同 | 同 区第16号のとおり |
| 区第16号 | 同 | 同 | 同 区第17号のとおり |
| 区第17号 | 同 | 同 | 同 区第18号のとおり |

| | | | | |
|-------|------------------|----------------------------|---|-----------|
| 区第18号 | 同 | 同 | 同 | 区第19号のとおり |
| 区第19号 | 同 | 同 | 同 | 区第20号のとおり |
| 区第20号 | 同 | 同 | 同 | 区第21号のとおり |
| 区第21号 | 同 | 同 | 同 | 区第22号のとおり |
| 区第22号 | 前橋市南町三丁目33-4 | 株式会社元川養魚場 佐々木 光平 | 同 | 区第23号のとおり |
| 区第23号 | 伊勢崎市上諏訪町12-52-12 | 飯野 幸夫 | 同 | 区第24号のとおり |
| 区第24号 | 同 | 同 | 同 | 区第25号のとおり |
| 区第25号 | 同 | 同 | 同 | 区第27号のとおり |
| 区第26号 | 前橋市南町三丁目33-4 | 株式会社元川養魚場 佐々木 光平 | 同 | 区第28号のとおり |
| 区第27号 | 同 | 同 | 同 | 区第29号のとおり |
| 区第28号 | 前橋市粕川町西田面54-3 | 高橋 弘 | 同 | 区第30号のとおり |
| 区第29号 | 同 | 同 | 同 | 区第31号のとおり |
| 区第30号 | 前橋市粕川町深津15-73 | 株式会社USS東洋 群馬工場 桑原 厚二 | 同 | 区第32号のとおり |
| 区第31号 | 前橋市粕川町西田面54-3 | 高橋 弘 | 同 | 区第34号のとおり |
| 区第32号 | 同 | 同 | 同 | 区第35号のとおり |
| 区第33号 | 伊勢崎市上諏訪町12-52-12 | 飯野 幸夫 | 同 | 区第36号のとおり |
| 区第34号 | 伊勢崎市波志江町37-15 | 飯野 武 | 同 | 区第37号のとおり |
| 区第35号 | 同 | 同 | 同 | 区第38号のとおり |
| 区第36号 | 前橋市南町三丁目33-4 | 株式会社元川養魚場 佐々木 光平 | 同 | 区第39号のとおり |
| 区第37号 | 伊勢崎市波志江町24-11-2 | 波志江水利組合 石田 武夫 | 同 | 区第40号のとおり |
| 区第38号 | 伊勢崎市本関町1212 | 海老沼養魚株式会社 海老沼 元司 | 同 | 区第41号のとおり |
| 区第39号 | 伊勢崎市波志江町37-15 | 飯野 武 | 同 | 区第42号のとおり |
| 区第40号 | 伊勢崎市上諏訪町12-52-12 | 飯野 幸夫 | 同 | 区第43号のとおり |

| | | | | |
|-------|---------------|---------------------|---|-----------|
| 区第41号 | 伊勢崎市鹿島町177-1 | 川端 昭三 | 同 | 区第44号のとおり |
| 区第42号 | 伊勢崎市本関町1212 | 海老沼養魚株式会社 海老沼 元司 | 同 | 区第45号のとおり |
| 区第43号 | 同 | 同 | 同 | 区第46号のとおり |
| 区第44号 | 伊勢崎市境下湊名町3122 | 堀越 勝 | 同 | 区第47号のとおり |
| 区第45号 | 前橋市上大屋町93 | 株式会社鯉重 石井 重之 | 同 | 区第48号のとおり |
| 区第46号 | 同 | 同 | 同 | 区第49号のとおり |
| 区第47号 | 前橋市南町三丁目33-4 | 株式会社元川養魚場 佐々木 光平 | 同 | 区第50号のとおり |
| 区第48号 | 伊勢崎市本関町1212 | 海老沼養魚株式会社 海老沼 元司 | 同 | 区第51号のとおり |
| 区第49号 | 前橋市南町三丁目33-4 | 株式会社元川養魚場 佐々木 光平 | 同 | 区第52号のとおり |
| 区第50号 | 高崎市高松町35 | 高崎市長 松浦 幸雄 | 同 | 区第53号のとおり |
| 区第51号 | 吾妻郡六合村小雨57-1 | 六合村長 山本 三男 | 同 | 区第54号のとおり |
| 区第52号 | 利根郡片品村東小川2293 | 千明 大作 | 同 | 区第55号のとおり |
| 区第53号 | 同 | 同 | 同 | 区第56号のとおり |
| 区第54号 | 同 | 同 | 同 | 区第57号のとおり |

2 制限又は条件 なし

3 存続期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、京目土地改良事業京目地区の換地計画を適当と決定した。

なお、同法第52条の2第4項において読み替えて準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年1月27日

群馬県知事 大澤 正 明

1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間 平成21年1月28日から同年2月26日まで

3 縦覧に供する場所 高崎市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営赤城西麓赤城第2溝呂木土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年1月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成21年1月28日から同年2月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 渋川市役所

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年1月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 処分をした年月日 平成21年1月16日
- 2 被処分者
 - (1) 商号 村尾興業株式会社
 - (2) 代表者氏名 村尾政郎
 - (3) 主たる営業所の所在地 群馬県高崎市倉賀野町2205番地8
 - (4) 許可番号 群馬県知事許可第21470号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項の規定による建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 被処分者は、同社取締役が平成17年4月28日に刑法(明治40年法律第45号)第208条の罪で罰金刑が確定し、建設業法第8条に規定する欠格要件に該当していたにもかかわらず、平成18年9月19日に提出した建設業許可申請書において、欠格要件に該当しないとの虚偽の内容の誓約書を提出し、同年10月13日に一般建設業の許可を受けた。このことは、建設業法第29条第1項第5号に該当する。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年1月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 処分をした年月日 平成21年1月16日
- 2 被処分者
 - (1) 商号 株式会社土建田中組
 - (2) 代表者氏名 田中信子
 - (3) 主たる営業所の所在地 群馬県高崎市剣崎町1267番地6

(4) 許可番号 群馬県知事許可第11558号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項の規定による建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実 被処分者は、同社取締役が平成16年7月6日に刑法(明治40年法律第45号)第204条の罪で罰金刑が確定し、建設業法第8条に規定する欠格要件に該当していたにもかかわらず、平成18年10月11日に提出した建設業許可申請書において、欠格要件に該当しないとの虚偽の内容の誓約書を提出し、同年11月6日に一般建設業の許可を受けた。このことは、建設業法第29条第1項第5号に該当する。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年1月27日

群馬県知事 大澤 正 明

| 番号 | 道路の位置 | 幅員及び延長 | 指定番号 指定年月日 |
|----|------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| 1 | 北群馬郡榛東村大字山子田572-3 | 幅員 5.90～ 6.00m 延長 69.08m | 前土指定第304-11号 平成20年12月10日 |
| 2 | 北群馬郡榛東村大字新井字堂貝戸1363-4、1368-3 | 幅員 5.00m 延長 68.66m | 前土指定第304-12号 平成20年12月18日 |
| 3 | 北群馬郡吉岡町大字漆原字茶ノ木1030-1 | 幅員 6.00m 延長 42.43m | 前土指定第304-13号 平成20年12月24日 |
| 4 | 北群馬郡吉岡町大字大久保字道城165-4 | 幅員 4.60m 延長 30.69m | 前土指定第304-14号 平成20年12月24日 |

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111